

瀬戸内市自治基本条例（説明付）

瀬戸内市は、岡山県の東南部に位置し、西端を吉井川が流れ、平野部には市街地と田園地帯が広がり、東南部は瀬戸内海に面した丘陵地と島々からなり多様な自然に恵まれています。また、歴史的・文化的資産も多く、農水産物や観光などの資源も豊かなまちです。

これらを活かし、未来に輝く人づくりと文化の創造、健やかでいきいきとした暮らしの実現、安全・安心で快適な暮らしの実現、活力ある産業と魅力ある観光都市の創出、市民と行政が協働で進める自主自立した都市の実現を図ることにより、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を目指しています。

また、すべての人がしあわせを実感し、このまちに住むことを誇りに思えるよう、伝統行事、文化の継承などを通じ、ふるさと瀬戸内市に対する郷土愛を醸成し、このまちで暮らしたい、このまちに住み続けたいと思う人を増やすことが必要です。

こうした中、今日、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちのことは、私たち自らが知恵と力を出し合いながら、責任を持って意思決定をしていくという自立した自治体をつくることが求められています。

そのためには、自治の担い手である私たちが、まちづくりのパートナーとして共通の課題をともに考え、行動することが重要であり、このため、共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

こうした認識に立ち、住民自治をより大きく育て、市民主権による、活力ある明日の瀬戸内市をつくっていくために、ここに瀬戸内市自治基本条例を制定します。

【説明】

- ・瀬戸内市の特性、瀬戸内市の自治、条例制定の理由について、前文としてまとめています。
- ・誰が読んでもわかりやすく、なじみやすい文章にするため、ですます調にしています。
- ・まちづくりは、行政が一方的に行うものではなく、市民との協働により、みんながまちづくりを行っていくという考えから、私たちという表現をしています。
- ・他の自治体では、条例の名称を「自治基本条例」ではなく「まちづくり基本条例」としている例があります。「まちづくり」の方が親しみやすいということはありませんが、自治という概念を瀬戸内市で確立・定着させ、いつもみんなが「自治」を意識するようにしたいと考え「自治基本条例」としています。
- ・法律やすでに条例で制定されている事項は、二重にならないようできるだけ簡潔にしています。
- ・少子化や大都市への集中による人口減少が進む中、瀬戸内市に「住み続けたい」「住みたい」と思っただけけるよう、「市民の郷土愛（シビックプライド）の醸成」を図ることが重要だと考えています。

(目的)

第1条 この条例は、瀬戸内市(以下「市」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、市政運営の基本原則並びに市民の市政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

【説明】

- ・条例の目的を、瀬戸内市の自治の理念や原則を示し、市民の市政への参画と協働によりそれを実現していくということを条文化しています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。
- (2) 参画 市民が市の政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (3) 協働 市民と市が地域社会の公共的課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重しながら、ともに考え協力して取り組むことをいいます。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が、自らの判断と責任の下に、市政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとします。

2 市民及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、安心して快適に生活することのできる瀬戸内市を、協働によりつくっていくことを目指すものとします。

【説明】

- ・瀬戸内市がどのような姿勢で自治を行っていくかを明らかにし、常に意識していこうとするものです。

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民によるまちづくりの活動は、地域の社会生活を形成する基本的な権利として尊重されます。

【説明】

- ・市民にとって重要で基本的な権利を明記するとともに、地域を形成する「まちづくり活動」が権利としても尊重されることを規定しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。

【説明】

- ・法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として規定しました。
- ・市民は単なる顧客ではなく、前文に述べているようにまちづくりのパートナーと考えています。
- ・市民一人ひとりが自治の担い手であるという自覚を持たずして自治の進展はありえないという考えを基本としています。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の負託に応え、自治の発展と福祉の向上を目指して活動するとともに、市民の意思が市政の運営に適切に反映されているか調査し、監視する役割を担うものとします。

【説明】

- ・議会は地方自治法に設置根拠が明記されていますが、瀬戸内市として自治基本条例に議会を位置づけておくことが重要と考え、規定して役割を明らかにしています。

(市長の責務)

第7条 市長は、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守し、基本理念に従い、市政を推進するものとします。

- 2 市長は、市の執行機関が基本理念に基づき市政を推進するよう調整しなければなりません。
- 3 市長は、多様な市民の行政需要に適切に対応した市政を推進するため、職員の能力向上を積極的に図らなければなりません。

【説明】

- ・市長は、市政を代表するという立場から、この条例の理念を実現するため、自ら条例を遵守するとともに、執行機関が理念に基づき市政を推進するための調整や職員の能力等のレベルアップを図るようしなければならないというものです。

(職員の責務)

第8条 職員は、この条例の理念に基づき、公正かつ能率的に職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、市民との協働の原則に基づき、積極的に地域の課題解決に当たるよう

努めるとともに、職務の遂行に必要な知識、能力等の向上に努めなければなりません。

【説明】

- ・職員には、この条例の理念に基づき職務を遂行すること、また、市民と協働して地域の課題解決に当たることや自己研鑽を求めています。

(参画及び協働)

第9条 市は、市民の意思が市政に反映されるよう、市民の市政への参画機会の拡充に努めなければなりません。

2 市は、地域のまちづくり活動に寄与する地域社会団体(自治会、地域コミュニティ団体等)や公共性の高い営利を目的としない民間団体等と協働してまちづくりに当たるものとします。

3 市民及び市は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、市は、市民の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。

【説明】

- ・自治推進の基本原則として、市民の市政への参画と協働が最重要と考えています。このため、参画の機会を拡充することと、協働を推進する原則を規定しました。

(総合計画)

第10条 市は、この条例の理念に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための基本計画を議会の議決を経て定め、市政運営に当たるものとします。

【説明】

- ・瀬戸内市では、基本構想・基本計画を市の総合計画として議会の議決を経て定めるということで、自治基本条例との関係を明確にしました。

(情報の共有)

第11条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政の進展を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。

2 市民及び市は、市の魅力、特性等に関する情報を発信するよう努めるものとします。

【説明】

- ・ 市政に関する情報を積極的に市民に公開・提供し、徹底した情報の共有に努めることが市民の参画や協働の前提になると考えています。
- ・ 情報発信については、市からの発信だけにとどまらず、市と市民の協働により、SNSなどの手段を活用して、若い世代からの市民参画を進めることも重要だと考えています。

(個人情報保護)

第12条 市は、市民の基本的な人権の擁護と信頼される市政の実現を図るため、個人に関する情報を保護しなければなりません。

【説明】

- ・ 別に個人情報保護条例があるので詳しくは触れませんが、情報共有の際に気をつけなければならないこととして、個人の人権とプライバシーを守る必要を規定しました。

(説明責任)

第13条 市は、政策の立案から実施及び評価等の各段階において、その内容や必要性等を市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければなりません。

【説明】

- ・ 行政情報の公開や共有は、わかりやすく説明することで理解がされるものと考えます。また、説明は、結果だけでなくプロセスも説明することが大切です。

(行政評価)

第14条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、政策等の行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、市民に公表するものとします。

【説明】

- ・ 評価の手法として、現在事務事業評価を実施しています。その事務事業の経費や効果を元に評価を行い、今後の政策や事業に生かしていくことを義務付けています。

(委員等の公募及び構成)

第15条 市は、附属機関等の委員には、複数の公募の委員を置くよう努めなければなりません。ただし、法令等の規定により、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 附属機関等の委員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮

し、幅広い人材を登用するよう努めなければなりません。

【説明】

- ・附属機関等の委員には、多様な市民の意見が反映される必要性があることから、市民公募が責務であるとともに、幅広く人材を起用することを規定しています。

(住民投票)

第16条 市長は、市政に関する重要事項で、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができるものとします。

2 前項の場合において、住民投票に付すべき事項並びに実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

【説明】

- ・この条例では、市政の重要な事項について市民の意思を住民投票で聴くことができることを規定していますが、実際の住民投票の実施にあたっては、個々の件に応じて投票に関する条例を議会で制定し、投票方法や手続きを定めなければなりません。

(危機管理)

第17条 市は、市民の安全・安心を確保するため、市民の人権を不当に制限しないよう配慮しつつ、災害等の発生時に適切かつ迅速に対応できるよう、危機管理体制を整備しなければなりません。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域における防災体制を整え、互いに協力して災害等に対処するよう努めるものとします。

【説明】

- ・市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、危機管理体制の整備を充実強化することが重要と考え、規定して役割を明らかにしています。

(条例の位置付け)

第18条 市は、他の条例や規則等により、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合は、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合性を図らなければなりません。

【説明】

- ・他の先進自治体の自治基本条例では、この条例を市が定める最高規範と規定している事例が多くあります。しかし、市の施策全般にわたって規定しているも

のではなく、自治の確立、市民の参画と協働を進める基本姿勢をあらわすものであるので、最大限に尊重し、整合性を図るという表現にしました。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第27号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。